

特定非営利活動法人 あぐりねっと21 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は特定非営利活動法人あぐりねっと21と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、みやぎの農業農村の有する多面的機能と地域資源の活用を図り、個性ある農村・魅力ある農村環境づくりと、それらに関連したまちづくりの推進や農業の国際化に対応した協力活動、次代を担う子どもの健全育成支援など、農業農村の活性化を目指すことを目的とする。

(特定非営利活動の種類及びその活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

- (1) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

2 前項の具体的活動として次の活動を行う。

- (1) みやぎの農業農村の活性化に関する支援活動
- (2) 農業農村の多面的機能である環境の活用・創造に関する支援活動
- (3) 農業農村の多面的機能を活用した教育に関する活動
- (4) 農業農村整備計画に関する推進支援活動
- (5) グリーン・ツーリズムに関する推進支援活動
- (6) 国際協力に関する支援活動（JICAなど）
- (7) その他当会の目的を達成するための活動

第3章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準 会 員 本会の活動を支援するため入会した個人
- (3) 賛助会員 本会の活動を賛助するため入会した法人及び団体

(入会申込及び会費)

第6条 本会の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 本会の会員は、別に定める会費を納入しなければならない。
- 5 会費の額は、別に規則において定める。

(退 会)

第7条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。
 - (1) 本人が死亡し、又は正会員である団体が解散したとき
 - (2) 会費を1年以上滞納したとき

(除 名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、本会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第9条 既に納入された会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上～15人以内
 - (2) 監事 1人以上～3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第11条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第12条 理事長は、本会を代表し、その業務を統轄する。

- 2 理事長以外の理事は、本会の業務について、本会を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第13条 役員の前任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員によって就任した役員の前任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第14条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(顧問及び相談役)

第15条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、業務運営に関し、助言することができる。

3 顧問及び相談役は、総会に諮り、理事長が委嘱する。

(職 員)

第16条 本会に、事務局長その他の職員を置く。尚、詳細は事務局運営規程によるものとする。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用(交通費等)を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種 別)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(機 能)

第20条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 活動計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 活動報告及び活動決算
- (6) 役員を選任、解任及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第21条 通常総会は、毎年1回、毎活動年度終了後2ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 第12条第5項第4号の規定に基づき、監事から招集があったとき

(招 集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員数の過半数以上（含む委任状）出席した場合に開会する。

(議 決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決す

る旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があった場合
- (3) 第12条第5項第5号の規定に基づき、監事から招集の請求があった場合

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から1週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事半数以上が出席した場合に開会する。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事長又は理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品

- (4) 活動に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 本会の資産は、特定非営利活動に係る活動に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決による。

- 2 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会計の区分)

第41条 本会の会計は、特定非営利活動に係る活動に関する会計の1種とする。

(活動計画及び活動予算)

第42条 本会の活動計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(活動報告及び決算)

第43条 本会の活動報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上で剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解 散）

第45条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る活動の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

（残余財産の帰属）

第46条 本会が解散の際に有する残余財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人又は公益法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（合 併）

第47条 本会は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示して行うとともに官報に掲載して行う。
ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(委員会)

第49条 本会は、特定非営利活動に係る活動の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、その活動に関する委員会を設けることができる。

2 委員会は、その定められた活動について、理事会の議決に基づき、調査し、研究し、又は活動を遂行する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(実施規則)

第50条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、法人成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の正会員の入会金及び会費は、第6条の規定にかかわらず、以下の金額とする。

入会金 1万円 会費 1万円/年

3 本会の設立当初の役員は、第11条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理 事 長 加藤 徹

副理事長 長田 洋子

菅井 一男

理 事 石川 壽一

太田 実

大沼 徳雄

工藤 一博
齊藤 順一郎
西條 利市
佐々木 甲也
菅原 公
土屋 壽夫
丸子 忠志
横江 寛治

監 事 加藤 祐

- 4 本会の設立当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。
(認証日：平成15年4月9日)

附 則

この定款は、平成16年10月13日から施行する。
(目的及び事業の変更)

附 則

この定款は、平成22年7月26日から施行する。
(主たる事務所の移転)

附 則

この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。
(認証日：平成25年4月19日)

附 則

この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。
(認証日：平成30年9月19日)